

既存化学物質の微生物等による分解性及び魚介類の体内における濃縮性について

平成16年9月6日

経済産業省製造産業局

化学物質管理課化学物質安全室

昭和49年4月16日に施行された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）」に関連し、当省では既存化学物質の微生物等による分解性及び魚介類の体内における濃縮性についての安全性の点検を実施し、その結果を公表している。

これまでの点検結果については、平成15年10月14日までに公表済みであるが、濃縮性試験データの再確認及び類縁化合物に関する検討等により、化学物質審議会審査部会での審議を踏まえ、以下のとおり変更したので公表する。

1. 昭和62年12月28日に「蓄積性が高いと判断される化学物質」として公表した「ジペンテンダイマー若しくはジペンテントリマー又はその水素添加物」について、その名称を「ジペンテンダイマー又はその水素添加物」に変更した。
2. 昭和62年12月28日に「蓄積性が高いと判断される化学物質」として公表した「4,4'-ジブロモビフェニル」及び平成15年10月14日に「高濃縮性であると判断される物質」として公表した「2,2',4,5',6-ペンタブロモビフェニル」について削除し、新たに「難分解性かつ高濃縮性であると判断される物質」として「ポリブロモビフェニル（臭素数が2から5のものに限る。）」を加えた。